

# アイピートーク・インターネット電話サービスご利用規約

## 第1章 総則

### 第1条（目的）

アイピートーク・インターネット電話サービスご利用規約は、アイピートーク株式会社が提供するIPTalkアダプタを使用したアイピートーク・インターネット電話サービスのご利用に際して、各種の提供条件を定めたものです。アイピートーク・サービスの契約者は、契約申込の時点で本規約の内容を承諾しているものとみなします。

### 第2条（規約の変更）

当社は、契約者の承認を得ることなく、本規約を随時変更することができます。この場合、10日前までに、当社のインターネット上のホームページ（<http://www.iptalk.net>）にてその旨を通知します。以後のサービス利用については、改定後の規約が適用されるものとします。

### 第3条（用語の定義）

「当社」：アイピートーク株式会社

「本アダプタ」：アイピートーク株式会社が提供するインターネット電話アダプタ

「アイピートーク・サービス」：本アダプタを使用したIPTalkインターネット電話サービスの全体

「めっちゃ安トークサービス」：一般電話網に接続された国内の固定電話、海外の固定電話、国内の携帯電話等への格安電話サービスの総称で、「めっちゃ安国内サービス」、「めっちゃ安国際サービス」及び「めっちゃ安携帯サービス」が含まれる。

「めっちゃ安国内サービス」：一般電話網に接続された国内の固定電話への格安電話サービス

「めっちゃ安国際サービス」：一般電話網に接続された海外の固定電話への格安電話サービス

「めっちゃ安携帯サービス」：国内の携帯電話への格安電話サービス

「対向無料インターネット通話サービス」：発信側、着信側に本アダプタが設置されている場合の無料通話サービス

「自動学習」：対向無料通話サービスに先立ち、発信側のアイピートーク・アダプタが着信側アイピートーク・アダプタの接続情報をインターネット又は一般電話網を利用し自動学習すること。

「契約者」：アイピートーク・サービスの利用規約を承諾し、当社と利用契約を締結している者

「インターネット常時接続」：電気通信事業法に基づく第一種又は第二種電気通信事業者が提供するDSL方式、CATV回線方式、光ファイバー方式、無線その他の方式による定額課金型のインターネット接続サービス

「インターネットサービスプロバイダ（以下、ISP事業者という）」：電気通信事業法に基づく第一種又は第二種電気通信事業者でアイピートーク・サービスの契約者に対して「インターネット常時接続」サービスを提供する事業者。

「契約者設備」：本アダプタ以外で契約者がアイピートーク・サービスの提供を受けるのに必要な機器及び設備。インターネット常時接続に必要なモデム、光終端装置類、ルーター、ハブ等のネットワーク機器類、一般電話回線通話に必要なアナログ電話機、及びそれらを接続するケーブル等。

「一般電話回線」：NTT東西などが提供する加入者用電話回線

## 第2章 利用上のご注意

### 第4条（アイピートーク・サービスの内容）

#### ●めっちゃ安トークサービス

アイピートーク・サービス利用者の通話相手先に本アダプタがない場合は、3種類の格安電話サービス、即ち、「めっちゃ安国内サービス」、「めっちゃ安国際サービス」、及び「めっちゃ安携帯サービス」を当社ホームページ（料金表）にて告知・提示された料金にて提供いたします。

#### ●対向無料インターネット通話サービス

アイピートーク・サービスの利用者の通話相手先にも本アダプタが接続されている場合は、自動学習を行った後、次回以降の通話について、インターネット回線を用いた「対向無料インターネット通話サービス」を提供します。

アイピートーク・サービスはベストエフォート型の一般インターネット回線を使用しますので、ご契約のISP事業者の回線、使用時間帯、その他のネットワークの状況によって、通話の途切れ、遅延、エコーなどの音質劣化が発生する場合がありますが、これらの現象はネットワークの品質に起因するものであり、本アダプタの故障ではありません。

また、インターネット回線が混み合っている等の原因で、インターネット回線が使用できない場合は、一般電話回線を使用した通話

を行いますので、一般電話回線の通話料金がかかります。

また当社ホームページに規定された特定の電話番号への発信は、必ず一般電話回線を使用致します。FAX送信はインターネット回線の状態やユーザの操作により、「めっちゃ安国内サービス」、「めっちゃ安国際サービス」、もしくは、一般電話回線を使用します。一般電話回線にての発信・通話に関しては、一部を除くNTTのサービスに対応します。インターネットでの通話の場合は、NTTのサービスに対応しておりません。

#### **第5条（契約者設備の追加）**

アイピートーク・サービスは、パソコンを用いて通話するインターネット電話サービスではありません。インターネット常時接続環境があれば、アイピートーク・サービスをご利用になれますが、本アダプタの接続に際して、ルータ、ハブ、LANケーブル等の契約者設備の追加が必要となる場合があります。

#### **第6条（一般電話回線の電話料金）**

アイピートーク・サービスは、インターネット常時接続のご利用に加えて、一般電話回線への接続を前提としております。次のような一般電話回線の料金は契約者の負担となります。契約者の負担となった一般電話回線の料金は理由の如何を問わず当社は一切の負担を致しません。

- 1 一般電話回線の基本料金
- 2 当社ホームページに規定された、一般電話回線を用いての通話とする場合
- 3 一般電話を用いてファックスを送信した場合
- 4 保守・点検に伴うISP事業者あるいは当社サーバの停止に伴う一般電話回線での通話
- 5 インターネット回線の品質上の問題や混雑に伴う一般電話回線での通話
- 6 お客様のインターネット環境あるいは当社サーバに対するハッキングや大量パケットの送信等、悪意あるインターネット側からの攻撃を原因とする一般電話回線での通話
- 7 その他、理由の如何を問わず一般電話回線経由となった通話

#### **第7条（本アダプタのご利用地域）**

本アダプタのご利用は日本国内及び海外であります。海外でご利用の場合はインターネット通話(対向無料インターネット通話サービス、めっちゃ安トークサービス)のみであり一般公衆回線での通話のご利用はできません。

#### **第8条（接続環境によるサービスの利用制限）**

##### **●アイピートーク・サービスのご利用ができない場合**

##### **【IPアドレスの制限】**

本アダプタのご利用に際しては、本アダプタ自体、又はルータのWAN側に対して、プロバイダからグローバル・アドレス（固定あるいはDHCP）が付与される必要があります。グローバルIPアドレスが使用できない場合（プライベートIPアドレスが付与される）は、ご利用になれません。

##### **【モデム一体型ルータまたはブロードバンド・ルータとの接続・設定が必須です】**

本アダプタは必ずモデム一体型ルータ、あるいは、モデム機器と接続されたブロードバンド・ルータに接続して使用します。そのルータに、当社指定の静的IPマスカレード機能あるいはDMZ機能の設定を行わない場合は使用できません。ご利用のルータによってはこのような設定のできない場合あるいは機能上の問題のある場合がありますのでご注意ください。

##### **【利用回線の帯域制限】**

常時接続であっても、帯域が128Kbps以下の細い回線をご使用の場合はご利用になれません。アイピートーク・サービスが快適に使用できるためには、常時安定してこれ以上の帯域が確保されている必要があります。（例：フレッツISDN、エアーH”は帯域不足で使用できません）

##### **【セキュリティー・システム、警報・検知システム等】**

ご利用の電話回線が、警備会社等の提供するホームセキュリティー・システム、防犯システム、侵入通報システム等に使用されている場合や、ガス会社等の提供するガス検知・通報システムに接続されている電話回線も使用不可です。これらに類するセキュリティー・システム、警報システムの場合もご利用になれません。

### 【ホーム・テレホンへの接続はできません】

本アダプタはホーム・テレホンに接続してのご利用はできません。

### 【CATV事業者、インターネット・マンション事業者のキャッシュサーバ、プロキシサーバ】

CATVインターネット、インターネット・マンション等では、事業者側でキャッシュサーバ、プロキシサーバと呼ばれる設備がある場合があります。インターネットに接続される際に、必ずこのような設備を通過するようなネットワーク構成となっている場合は、本アダプタをご利用になれません。

### 【分配器で分配された電話回線に接続することはできません】

電話回線に“2又モジュージャック”や“電話回線分配器”を利用して電話回線を分岐し本アダプタを接続することは出来ません。本アダプタと電話機間を接続するケーブルを分岐して複数の電話機を接続することはできません。

### 【ルータの利用が禁止されているプロバイダ】

プロバイダによっては、複数台のPCやインターネット接続をする機器（本アダプタも含まれます）の利用を禁止するために必要なルータの使用が出来ないようにしている事業者があります。このような事業者の場合、本アダプタはご利用になれません。

### 【USBタイプのADSLモデム】

USBタイプのADSLモデムをご利用の場合はご利用できません。

#### ●使用上の制限・条件に関し、お申込前にご了解いただく事項

### 【めっちゃ安国際サービス、めっちゃ安携帯サービスの連続通話時間制限】

「めっちゃ安国際サービス」と「めっちゃ安携帯サービス」は、一回の連続通話制限時間を設ける場合があります。

### 【インターネット回線品質が低い場合】

お客様ご利用のインターネット回線品質が低い場合は、インターネットで通話中に、ノイズ、ブツブツ音、途切れ、エコー、音声歪、切断等の現象が生じます。またインターネット回線品質の変動・低下により、通常はインターネットからの発信ができる場合でも、一時的に、インターネットでの発信ができないことがあります。アイピートーク・サービスを安定してご利用になるためのインターネット回線品質には次のようなものが含まれます。

(1) 接続が十分安定していること (2) 帯域幅が十分確保されること (3) パケットの衝突や消失が一定レベル以下に制御されていること

### 【本アダプタの接続には必ずルータが必要です】

本アダプタは必ずルータ又はルータ機能付のADSLモデムやルータ機能付の光用モデムに接続してご利用頂きます。CATVモデムやADSLモデムにルータの機能がない場合は、別途ルータをご用意頂く必要があります。

### 【インターネットからの発信は番号非通知です】

インターネットから発信する「対向無料インターネット通話」及び「めっちゃ安国内サービス」、「めっちゃ安国際サービス」、「めっちゃ安携帯サービス」をご利用の場合、相手に発信者番号を表示することが出来ません。IPTalkと公衆回線を接続している場合は相手に発信者番号を通知する（186付加）が可能となります。この場合は、自動的に一般電話回線での発信となり、一般電話回線料金が別途必要となります。（電話事業者からの請求となります。）

### 【無料通話／格安通話、一般有料通話の区別】

「対向無料インターネット通話」「めっちゃ安トークでの格安通話（国内、国際、携帯）」及び「一般電話での有料通話」は、本アダ

プタの表示ランプ及び発信時の音にて区別できます。ご利用にあたって、これらの表示、識別音により通話経路を正しく識別することが必要です。

#### 【停電の場合】

停電になるとアイピートーク・サービスのご利用はできませんが、電話回線が機能している場合は一般電話としてのご利用は可能です。但し、本アダプタと接続するために電話機がプッシュ回線となっておりますので、電話回線契約がダイヤル回線の場合は、電話機の回線種別をダイヤルまたは自動判別に変更してください。

#### 【FAXの送信について】

「対向無料インターネット通話」を用いてFAXを送信することはできません。「めっちゃ安国内サービス」「めっちゃ安国際サービス」を用いてのFAX送信は可能ですが、インターネット回線状況、回線品質によってはノイズが出る場合や送信できない場合があります。またFAXの機種によってはインターネット経由の通信ができないものがあります。

#### 【電話機の子機のご利用について】

電話機の子機でご利用の場合はノイズが発生する場合があります。

#### 【無線ルータの子機に接続した場合】

無線ルータをご利用で、無線ルータの子機がある場合、子機に本アダプタを接続すると、音質が著しく劣ることがあります。

### 第3章 契約申込

#### 第9条（契約申込に必要な情報）

アイピートーク・サービスの契約申込は、当社の定める申込書に必要事項を記載・捺印して提出して頂きます。契約申込に必須な事項は以下の通りです。

住所、氏名、申込者の電話番号、本アダプタのお届け先住所、ISP事業者名、銀行口座番号又はクレジットカード番号、連絡用メールアドレス等。

#### 第10条（契約申込の受諾、契約日）

当社は、契約申込を受けて、申込受諾可否の審査を行います。申込者と当社間におけるアイピートーク・サービスの利用に関する契約は、当社がサービスの提供を承諾したときに成立するものとし、申込を受諾した日を契約日と致します。

但し、審査の結果、以下のいずれかに該当することがわかった場合、当社は契約を受諾しないことがあります。また、契約申込を受諾した後、以下のいずれかに該当することがわかった場合、当社は受諾を取り消すことがあります。

- 1 契約申込者が実在しないこと。
- 2 契約申込者がアイピートーク・サービスの料金支払いやその他契約上の義務を怠るか、又は怠るおそれがあるとき。
- 3 契約申込住所でのアイピートーク・サービスの利用に技術上著しい困難があるとき。
- 4 契約申込者が、アイピートーク・サービスの契約申込書に虚偽の記入、もしくは誤記、記入漏れがあったとき。
- 5 契約申込者が、アイピートーク・サービスの特性や仕様、利用方法、料金に関し正しく理解しないとき。
- 6 その他、当社が、申込者へのサービスの提供を困難、あるいは適当ではないと判断したとき。

当社は、受諾の可否に関し、申込者に対し書面又は申し込み用ホームページ上の提示、又はemailによって、通知します。

#### 第11条（アイピートーク・サービスの開始日）

当社はアイピートーク・サービスの契約期間中、契約者に対して本アダプタを貸与致します。本アダプタの到着日をもってアイピートーク・サービスの開始日と致します。尚、到着日の確認は宅配事業者の提供する配送品トラッキングサービスによって行います。

#### 第12条（キャンセル）

契約の成立以後、アイピートーク・サービスの開始日前に契約者がアイピートーク・サービスをキャンセルしようとする場合は、所定の様式に従い、当社に速やかに通知することとします。但し、端末が既に発送されている場合は、既に契約が成立していることから、契約者は初期料金を負担するものとし、お客様のお手元に届いた本アダプタは、速やかに、当社の指定する返却先へ契約者のご負担にて返送して頂きます。アイピートーク・サービスの開始日、即ち、本アダプタの契約者への到着日、以降のキャンセル

は全て、通常の契約の解除となります。

#### 第4章 課金の開始、契約期間、契約の解除、変更、相続等

##### 第13条（課金の開始）

当社ホームページに規定されたアイピートーク・サービスの利用料金のうち、初期費用はサービス開始月に一回だけ課金されます。

月額基本料金は、サービス開始月分より毎月課金致します。月額基本料金の日割り計算は行わず、全て一括の課金となります。但し、アイピートーク・サービスの開始日が21日以降であった場合には、初期費用、月額基本料金ともに翌月分からの課金開始といたします。「めっちゃ安トークサービス」の利用料金は、毎月11日から翌月の10日を利用料集計単位とし、アイピートーク・サービス開始以降、月毎の利用時間に応じて毎月課金いたします。

##### 第14条（契約期間）

アイピートーク・サービスの契約期間は、第15条の規定に従い、毎月末日までに解約手続を完了しない限り、自動的に契約を更新するものと致します。契約期間中の月額基本利用料金は、「対向無料インターネット通話」「めっちゃ安トークサービス」での通話があったか否かにかかわらず、前条に基づき月次単位での課金となります（利用料金の日割り計算は行いません）。「めっちゃ安トークサービス」の利用料金も、第13条に規定の通り、サービスの提供と課金が自動的に続きます。

##### 第15条（契約の解除）

アイピートーク・サービスの契約者が契約の解除を希望する場合には、以下の規定に従って頂きます。

契約者の申出に従って契約の解除を行う場合、当社は毎月末日付にて契約解除の処理を行います。解約を希望する契約者は、解約希望月の20日までに当社ホームページに掲載された解約手続きに従い、解約申込書を用いて当社に通知するものとします。また、速やかにレンタルしている本アダプタを当社の指定する返却先へ契約者のご負担にて返送して頂きます。当社は本アダプタの到着確認後、当該契約の解除を行います。本アダプタが到着するまで課金の停止処理をいたしませんのでご注意ください。月額基本料金については、解約希望月の月末までに返却が確認されない場合は、翌月も課金の対象月となります。

解約当月の月額基本料は月末までの利用があったものとし、日割り計算（月途中による解約）は行いません。「めっちゃ安トークサービス」の利用料金に関しては、文書による解約通知の有無・時期の如何を問わず、当社は契約者に対し、「めっちゃ安トークサービス」の利用実績に応じた料金を当社の課金スケジュールに応じて課金請求いたします。

契約者の申出によるアイピートーク・サービスの一時中断は致しません。契約者のご都合により、サービスの一時停止、中断等を希望される場合には、すべて解約の手続きを行って頂きます。

返却された本アダプタの減耗・破損がひどい場合はそれを弁済する実費を契約者に請求することがあります。本体・付属品等を紛失された場合には、下記の金額を契約者に請求いたします。

##### <IPTalk本体>

レンタル期間が6ヶ月未満	40,000円(税込み42,000円)
レンタル期間が1年未満	30,000円(税込み31,500円)
レンタル期間が2年未満	20,000円(税込み21,000円)
レンタル期間が2年以上	10,000円(税込み10,500円)

##### <付属品>

IPTalk電源アダプタ	1,200円(税込み1,260円)
海外用変換プラグ(1個につき)	300円(税込み315円)

##### <オプション品>

ルータ	10,000円(税込み10,500円)
ステップダウントランス	6,000円(税込み6,300円)
ルータ用タイマー	10,000円(税込み10,500円)

##### 第16条（契約の変更、相続等）

契約者は、住所、氏名、電話番号に変更があったとき、もしくは支払い方法の変更を希望するときは、当社ホームページに掲載の、登録情報変更手続きに従い、速やかに当社に通知して頂きます。また、当社の指定する方法に従い、契約者は、アイピートーク・サービスを受ける権利、義務の全部を相続人に承継させることができます。上記の場合を除き、契約者は、アイピートーク・サービスを受ける権利、義務の一部又は全部を第三者に譲渡、質入れ、賃貸その他の処分をすることはできません。

#### 第5章 料金

#### **第17条（初期費用、月額基本料、及びめっちゃ安トークサービスに適用される料金の告知）**

アイピートーク・サービスの料金体系は当社のホームページに常時掲載いたします。当社はアイピートーク・サービスの料金の改訂を行う場合、実施の10日前までに当社のホームページにその新料金体系を掲載・告知いたします。当社は料金の改訂を行う場合、契約者への個別の通知はいたしません。

#### **第18条（料金の支払）**

契約者は、アイピートーク・サービスの初期料金、月額基本料金、及び利用度数に応じた「めっちゃ安トークサービス」利用料金を当社に支払います。契約者は初期料金、月額基本料金、及び「めっちゃ安トークサービス」利用料金に対し、消費税法及び地方税所定の税率を乗じて算出された消費税等を各料金とともに支払うものとします。契約者は、契約期間中の月額利用料金を、契約者本人の利用であるか否かにかかわらず負担するものとします。ISP事業者へ支払うインターネット常時接続料金や一般電話回線を利用して発信した場合の料金、一般電話回線の基本料金、オプション料金の一切は契約者の負担となります。当社は理由の如何を問わず、一旦支払われた利用料金の払い戻しはしません。

#### **第19条（めっちゃ安トークサービスの通話明細書）**

通話明細書の発行は有料のオプションサービスです。通話明細書発行の手続きや手数料は当社ホームページに掲載いたします。

#### **第20条（延滞利息）**

契約者が利用料金その他の債務に関し、支払期日が1ヶ月を超えても支払わない場合には、当社は支払い期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの間について、年14.5%の割合で計算した額を延滞利息として契約者に対し、請求できるものとします。

### **第6章 機器の接続、設定**

#### **第23条（契約者設備による制限）**

契約者の所有するモデム、ルーター、ハブ等インターネット接続関連の機器が、当社の規定する技術基準に適合しない場合は、契約者はその端末設備を取り外す、又は、適合する機器に取り替える等の措置を契約者の負担にて取って頂きます。かかる措置を行った場合でも、契約者のインターネット環境、ネットワーク関連の各種機器等の技術的理由によって、アイピートーク・サービスの提供を受けられないことがあります。

### **第7章 契約者の義務**

#### **第24条（契約者の義務）**

契約者はアイピートーク・サービスの利用において、次の事項を遵守するものとします。

- 1 善良な管理者の注意をもって本アダプタを維持、管理する。
- 2 アダプタを分解しない。
- 3 契約者は、契約者の申し込んだアイピートーク・サービスを利用する契約者以外の行為についても責任を負う。
- 4 契約者はアイピートーク・サービスの利用により、他契約者、第三者に損害を与えた場合、契約者自身の責任と費用にて解決する義務を負う。
- 5 契約者は、アイピートーク・サービスの利用中に何らかの異常を発見した場合には、速やかにその旨を当社に通知する。

### **第8章 機器の故障への対応**

#### **第25条（故障原因の分析）**

アイピートーク・サービスの利用中に、本アダプタ自体、もしくは、アイピートーク・サービスに関し、契約者が異常を発見したときは、（1）契約者が使用しているインターネット接続サービス、（2）契約者が使用しているインターネット回線、（3）契約者が使用している電話回線及び電話サービス、（4）本アダプタ以外の契約者の設備等に異常・故障がないことを確認の上、当社に対し、発生した現象の連絡を行って頂きます。

#### **第26条（機器の故障への対応）**

契約期間中の本アダプタの故障に関しては、契約者が第24条の規定を遵守して本アダプタを利用し、且つ、異常を発見した場合に、第25条の規定項目を確認・実施した場合に限り、当社が無償にて修理もしくは交換致します。修理もしくは交換に際し、契約者は、当社の指定する商品管理センターに当該アダプタを送付するものとし、その費用は契約者負担と致します。

#### **第27条（故障中の利用料金）**

本アダプタが故障したことにより、アイピートーク・サービスを利用できない場合であっても、契約者はサービスを利用できない期間中の料金の支払いを免れないものとします。

### **第9章 提供の停止等**

#### **第28条（契約者の事由によるサービス提供の停止）**

当社は、契約者が以下のいずれかに該当する場合は、理由、停止日、停止期間を通知し、アイピートーク・サービスの提供を停止す

ることがあります。

契約者が、支払期日を経過しても料金、延滞利息を支払わない場合。サービスの停止・終了条件は次の通りとします。

- 1 初回の不払があった時点で、アイピートーク・サービスを停止します。第20条規定の利息を含む不払い料金の払込と不払いの原因の解消を確認できた時点でアイピートーク・サービス再開の処理を行います。アイピートーク・サービス停止期間もレンタル料を含む月額基本料、未払いの利用料金、延滞利息の課金を免れないものとします。
- 2 2回目の不払いが起こった時点で、理由の如何を問わずアイピートーク・サービスの提供を終了します。本アダプタの返却を含む所定の解約手続きが完了するまでレンタル料を含む月額基本料金、未払いの利用料金、延滞利息の課金を免れ得ないものとします。

第三者のサービスの利用に関し、重大な支障を及ぼす場合、又はそのおそれがある場合。

- 1 前項の場合、事態の緊急度、影響の程度や範囲によっては、事前の通知なく当該契約者へのサービスの一時的な停止等、当社が適当と判断する措置をとることができるものとします。そのような場合、別途、当社が適当と判断する手段により契約者に連絡を行います。

契約申込書に虚偽の記入があったことが判明したとき。

その他本規約に違反したとき。

#### **第29条（その他の理由によるサービスの停止）**

当社は、次に掲げる事由があるときは、アイピートーク・サービスを停止することがあります。

- 1 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
- 2 当社が設置する電気通信設備の障害等やむを得ない事由があるとき。
- 3 第1種電気通信事業者、又はインターネット接続サービスを提供する第2種電気通信事業者が、電気通信サービスの提供を停止することにより、当社がアイピートーク・サービスの提供を行うことが困難となったとき。

当社は本項の規定によりアイピートーク・サービスを停止する場合は、予め契約者にその期間、理由等を可能な限り通知致します。但し、緊急やむを得ないときはこの限りではありません。

#### **第30条（サービス提供の中止）**

当社は、都合によりアイピートーク・サービスの提供を中止することができるものとします。この場合、当社はその3ヶ月前までに、文書又は当社のホームページにて、その旨を契約者に通知するものとします。

### **第10章 個人情報等の保護**

#### **第31条**

- 1 当社は電気通信事業法第4条に基づき、アイピートーク・サービスの提供に伴い知り得た契約者の個人情報及び営業上又は技術上の資料又は情報（以下併せて、個人情報等という）の秘密を保護するとともに、アイピートーク・サービスの提供に伴い当社が取り扱う通信の秘密を保護するものとします。
- 2 当社はアイピートーク・サービスの提供に必要な場合を除き、いかなる場合にも個人情報等を第三者に開示又は提供しないものとします。
- 3 前2項にかかわらず、刑事訴訟法第218条その他同法の定めに基づく強制捜査等が行われた場合には、当社は当該法令及び令状に定める範囲に限り、前2項の守秘義務を負わないものとし、また、警察官、税務官その他の照会権限を有する者による照会があった場合には、当社は当社の判断によりその照会に応じることができるものとします。

### **第11章 当社の免責事項等**

#### **第32条（免責事項）**

当社は、契約者のアイピートーク・サービスの利用に関する、次に定める事項について一切の損害賠償の責を負いません。

- 1 インターネットでの通話時の音声品質の劣化が原因で生じた損失。
- 2 インターネットでの通話が出来なかった場合を含め、いかなる理由においても契約者が負担する電話料金。

- 3 ダイアルアップでを使用した場合のインターネット接続料金、接続電話料金。
- 4 天災地変等当社の責に帰し得ない事由により、当社がアイピートーク・サービスの全部又は一部の履行ができない場合で、契約者に損害が発生したとき。
- 5 サーバ等、アイピートーク・システムを構成する機器の定期的な保守作業等、アイピートーク・サービスを適正に運用するためのサービスの停止に伴い、契約者が負担する電話料金。
- 6 第三者が、端末ID番号等を不正に使用する等の方法で、アイピートーク・サービスを不正に利用することにより、契約者又は第三者に損害を与えたとき
- 7 当社又は当社指定業者が、本アダプタに接続される契約者のインターネット回線、一般電話回線、電話機、もしくは他のネットワーク機器等に対する設定サポートを実施するにあたって、やむを得ない理由により契約者の所有又は管理する機器、建物その他の工作物等に損害を与えたとき。  
(本アダプタの純粋な製品上の欠陥を理由とするものを除き、アイピートーク・サービスの利用もしくは停止により契約者に損害を与えた場合。)

その他、アイピートーク・サービスの使用に起因して、あるいは、アイピートーク・サービスを提供できなかったことに起因して、契約者に損害を与えた場合。

## 第12章 協議

### 第33条 (協議)

本規約に定めのない事項又は本規約の解釈もしくは履行につき疑義を生じた場合には、別途契約者と当社（当社が委託したものを含む）間にて協議のうえ円満解決を図るものとします。

### 第34条 (管轄裁判所)

上項において解決がなされなかった場合、又はサービスの利用に関連して紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

## 本規約に関わる当社ホームページ (www.iptalk.net) での告知・掲載事項

- 1 アイピートーク・サービス料金体系表
- 2 「めっちゃ安トークサービス」利用料金明細発行サービス
- 3 一般電話網からの発信とする電話番号一覧表

付則：本約款は2007年4月1日より改訂実施致します。

本約款は2003年4月11日より改訂実施致します。

本約款は2003年2月1日より改訂実施致します。

本約款は2002年6月3日より制定実施致します。

アイピートーク株式会社